

第1条 BizSTATION FOREX サービスおよび BizSTATION FOREX サービス利用規定

1. BizSTATION FOREX サービス(以下「BizFOREX サービス」といいます。)とは、BizSTATION にて提供する先物外国為替サービス(内容は以下に定めます)のことといたします。
2. BizFOREX サービスの利用にあたっては本 BizSTATION FOREX サービス利用規定(以下「BizFOREX 規定」といいます。)および BizSTATION 利用規定を適用するものとします(BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に BizFOREX サービスが含まれるものとします。)。なお、BizFOREX 規定と BizSTATION 利用規定が抵触する場合には、BizFOREX 規定が優先されるものとします。

第2条 BizFOREX サービスの内容

BizFOREX サービスは、為替予約取引に関する以下の取引およびそれらに付随する各種機能の提供を内容とします。

- ・為替予約取引(第7条に定めます。)
- ・予約コンファーム(第8条に定めます。)
- ・予約明細照会(第9条に定めます。)

第3条 外国為替手数料

BizFOREX サービスによる為替予約の期日変更取引等については、当行所定の外国為替手数料をいただきます。外国為替手数料は当行処理時点の外国為替手数料体系が適用されるものとします。

手数料の引き落としについては、あらかじめ「自動振替依頼書(外国為替関係利息・手数料等)」等を届け出されている場合を除き、発生の都度、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から自動的に引落します。

第4条 利用申込・サービスの取止め・諸届

1. BizFOREX サービスの利用を申込される方は、BizFOREX 規定・BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、当行所定の方法により申し込むものとします。
ただし、当行は、お客様の業務内容や財務状況、当行とのお取引状況を適宜総合的に判断のうえ、BizFOREX サービスのお申し込みを承諾しない場合、またはご利用可能な機能を一部制限する場合があります。
2. BizFOREX サービスは BizSTATION の契約数にかかわらず、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。すでに BizFOREX サービスを利用中のお客様から別途 BizFOREX サービスの利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなし、BizSTATION 利用規定の定めにより取り扱います。
3. お客様による届出や登録のうち、サービス管理責任者および登録利用者に関わる届出・登録等、本サービス全体に適用されるものについて、当行内での処理が本サービスのうち BizFOREX サービスとそれ以外のサービスについて同時に完了しない場合があります。この場合、BizFOREX サービスおよびそれ以外のサービスのいずれについても、それぞれについての処理が完了するまでの間、届出の内容に変更がないものとみなすことができるものとし、これによりお客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
4. お客様は、当行所定の方法により BizFOREX サービスを取止めることができます。ただし、BizFOREX サービスを取止める時までに取引が成立していないリープオーダー注文・公表予約取引注文がある場合は取消を行ったうえでなければ、BizFOREX サービスを取止めることはできないものとします。また、受渡日が決定していないリープオーダー明細・公表予約取引明細・スポット押え明細がある場合は受渡日決定を行ったうえでなければ、BizFOREX サービスを取止めることはできないものとします。なお、BizFOREX サービスの取止めは、取止め前にお客さままたは当行のいずれかが、他方に対して負っている債務に対しては何の影響も及ぼさないものとします。
5. BizFOREX サービス利用期間中に BizSTATION を解約する場合は、BizFOREX サービスの取止めをする必要があります。また、BizFOREX サービスの取止めと同時に BizSTATION の解約をする場合は、別途当行所定の「BizSTATION 解約依頼書」等を提出していただく必要があります。この場合、BizSTATION の解約についてお電話等でのお申し出はお受けできません。

第5条 サービス管理責任者および登録利用者

1. BizSTATION のサービス管理責任者が、BizFOREX サービスのサービス管理責任者となります。
BizSTATION のサービス管理責任者についての届け出があった場合、第4条第3項に規定するときを除き、BizFOREX サービスについても同様に取り扱われます。
2. BizSTATION の登録利用者が、BizFOREX サービスの登録利用者となります。BizSTATION の登録利用者についての登録および登録内容の変更があつた場合、第4条第3項に規定するときを除き、BizFOREX サービスについても同様に取り扱われます。但し、登録利用者に関する BizFOREX サービスに固有のログインパスワード、取引実行パスワード、操作権限については、BizSTATION への登録および登録内容の変更とは別に、BizFOREX サービスの画面から登録および登録内容の変更を行う必要があります。

第6条 本人確認

BizFOREX サービスの利用に際して、お客様のご本人の確認の方法、およびログインパスワードと取引実行パスワードの取り扱いは、以下の点を除き、BizSTATION 利用規定の定めと同様に取り扱うものとします。

1. お客様は、サービス管理責任者が BizFOREX サービスにおいて使用するログインパスワードおよび取引実行パスワードを、利用申込みに際し BizSTATION のログインパスワードまたは取引実行パスワードとは別に、当行所定の方法で届け出ることとします。
2. お客様が、BizFOREX サービスにおいて使用するサービス管理責任者用のログインパスワードおよび取引実行パスワードについて変更、ロック設定、ロック解除の届出を行う場合は、BizSTATION への届出とは別に、当行所定の方法で届け出ることとします。
3. サービス管理責任者は、登録利用者が BizFOREX サービスにおいて使用するログインパスワードおよび取引実行パスワードを、BizSTATION のログインパスワードまたは取引実行パスワードとは別に、当行所定の方法で登録、および変更することとします。
4. BizFOREX サービスにおいては、為替予約取引・期日変更取引の締結時、リープオーダー取引の注文・注文の変更・注文の取消・注文の継続・受渡日決定時、スポット押え取引のスポット押え・受渡日決定時、公表予約取引の注文・注文の取消・受渡日決定時、予約コンファームの実行時、利用者設定の設定・変更時に取引実行パスワードによる本人確認を行います。但し、サービス管理責任者による利用者設定操作により取引実行パスワードを省略する設定ができるものとします。この場合、当行は、為替予約取引の締結時等に取引実行パスワードの確認を行いませんが、正当なる権限をもつた利用者による有効な取引として取り扱います。万一この取り扱いによりお客様に損害が発生しても、当行は責任を負いません。

第7条 為替予約取引**1. 内容**

BizFOREX サービスの「為替予約取引」とは、お客様が画面に入力する取引内容(通貨、金額、受渡日等)に基づき、当行がその時点での先物外国為替取引(外国為替取引約定書または先物外国為替取引約定書での定めと同じとします。以下「為替予約」といいます。)の取引可能相場を計算したうえで画面に表示し、これに対しお客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で締結の意思表示を行うことにより、お客様と当行との間で為替予約を成立させる取引、第7条の2で規定するリープオーダー取引および第7条の3で規定するスポット押え取引および第7条の4で規定する公表予約取引をいいます。為替予約取引には、すでに成立した為替予約の受渡日の変更を同様の方法により成立させる取引(以下「期日変更取引」といいます。)を含みます。

2. 自己責任の原則

お客様は、自己の責任と計算においてのみ、為替予約を締結するものとします。

3. 取引の成立

為替予約取引は、お客様が画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で締結の意思表示を行い、当行サーバーでの取引締結に關わる処理が問題なく完了した時点で成立したものとします。

取引が成立した場合、当行は取引画面上に締結した旨を表示します。一方、何らかの事情により取引締結処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に取引が締結できない旨表示します。万一、お客様が締結の意思表示を行ったにもかかわらず、取引に関して画面上にいづれの表示もされない場合には、必ず BizFOREX サービスの予約明細照会画面により確認するか、当行まで照会いただくかいずれかの方法で、取引が成立したかどうかを確認してください。確認を行わなかつたことにより生じる損失はお客様の負担となります。

4. サービス通貨、時間、取引上限金額等の制限

当行は、取引が可能な通貨、取引時間、1回あたりの取引上限金額、取引最長期間等を別途定め、お客様にウェブサイト等で告知することとします。これらの定めについて当行は予告なく変更することができるものとします。

上記定めの範囲内であっても、当行は、お客さまの業務内容や財務状況、当行とのお取引状況を適宜総合的に判断のうえ、全部または一部の取引を制限する場合があります。また、取引可能な通貨であっても、取引通貨国の両方またはいずれか一方の休日、または米国の休日を受渡日として取引することはできません。

5. サービスの緊急停止

当行は、BizFOREX サービス維持のために緊急に必要なメンテナンスや、外国為替市場を含む金融市場の状況悪化など必要と判断される場合には、前項の定めにかかわらず、全ての通貨、もしくは特定の通貨について、サービスを停止することがあります。

6. 取引の変更・解約

BizFOREX サービスで締結した為替予約について、期日変更取引の対象となるものを除き、BizFOREX サービスによる取引の変更、解約のお取り扱いはできません。

7. 取引の取消

以下の場合、当行は、BizFOREX サービスにより一旦成立した取引を、事後的に取り消しすることができるものとします。取消に伴い発生する手数料、費用などは、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまのご負担となります。

・期日変更取引のうち、当行が帳簿に計上する時点で、取引金額が変更前の為替予約の未使用残高を超えていた場合。

・期日変更取引のうち、当行が、お客さまの財務の健全性維持の観点から問題があると判断した場合。

・お客さまが外国為替市場の実勢相場と乖離した為替相場を指定してリープオーダー取引の注文を行い、当行が誤ってリープオーダー取引を成立させた場合。

第7条の2 リープオーダー取引

1. 内容

お客さまがあらかじめ画面に入力のうえ、当行の指定する方法で注文の意思表示を行うことにより決定された取引内容(通貨、金額、相場等)に基づき、当行が外国為替市場の実勢相場を監視し、お客さまの注文する為替予約の取引が可能と判断した時点でお客さまと当行との間で為替予約を成立させる取引をいいます。

2. リープオーダーの種類

リープオーダー取引には、注文時に受渡日を決定せず、市場実勢相場の条件を指定する「SPOT 指値オーダー」と、注文時に受渡日を決定しお客さまと当行の取引相場の条件を指定する「出来上がりオーダー」があります。

3. 注文の確定

リープオーダー取引の注文は、お客さまが画面に表示された取引内容、リープオーダーの種類、為替相場の希望条件等を確認のうえ、当行の指定する方法で注文の意思表示を行い、当行での注文受付に関わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。

注文が確定した場合、当行は画面上に注文を受付した旨を表示します。

万一、お客さまが注文の意思表示を行ったにもかかわらず、注文受付の表示がされない場合には、必ず BizFOREX サービスのリープオーダー・公表予約取引一覧により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、注文が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。

4. 取引の成立

注文の確定後、当行は、外国為替市場の実勢相場を監視し、お客さまの注文において指定する条件での為替予約の取引が可能と判断し当行での処理が問題なく完了した時点でお客さまと当行との間でリープオーダー取引を成立させます。

リープオーダー取引が成立した場合、当行はリープオーダー・公表予約取引一覧画面での表示等、当行所定の方法でお客さまに通知します。

ただし、当行の意思と異なる条件で、誤ってリープオーダー取引を成立させた場合は、当行判断で事後的に取引の成立を取り消しするものとします。

なお、SPOT 指値オーダーの場合、お客さまは取引の成立後午後3時30分まで(午後3時30分を超えて取引が成立した場合は、翌銀行営業日の午後3時30分まで)に当行所定の方法で受渡日を決定してください。

5. SPOT 指値オーダーの受渡日決定

受渡日決定は、お客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で受渡日決定の意思表示を行う方法により行うものとし、当行サーバーでの取引締結に関わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。

受渡日決定が完了した場合、当行は取引画面上に完了した旨を表示します。一方、何らかの事情により処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に完了できない旨表示します。

万一、お客さまが締結の意思表示を行ったにもかかわらず、取引に関して画面上にいはずの表示もされない場合には、必ず BizFOREX サービスの予約明細照会画面により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、受渡日が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。お客さまから取引の成立後午後3時30分まで(午後3時30分を超えて取引が成立した場合は、翌銀行営業日の午後3時30分まで)に受渡日が確定されない場合、当行は受渡日をスポット応答日(当該取引成立日(午後3時30分を超えて取引が成立した場合は、翌銀行営業日)の2銀行営業日後。ただし、市場慣行に照らして当行の判断により繰り下げられる場合があります。)で決定がなされたものとみなし、確定いたします。お客さまが受渡日決定をされず、受渡日をスポット応答日としたことにより生じる損失はお客さまの負担となります。

6. 注文の変更・取消・継続

お客さまはリープオーダー注文の確定後、取引成立前の当行所定のリープオーダーサービス(変更・取消・継続)提供時間帯に限り、当行の指定する方法で注文の変更・取消・継続(以下「変更等」といいます。)を行うことができます。

注文の変更等は、お客さまが画面に表示された変更等の内容を確認のうえ、当行の指定する方法で変更等の意思表示を行い、当行での変更等受付に関わる処理が問題なく完了した時点で完了したものとします。一方、何らかの事情により受付に関わる処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に注文の変更等が完了できない旨表示します。

当行は、お客さまの業務内容や財務状況、当行とのお取引状況、注文内容等を適宜総合的に判断のうえ、注文の変更または継続を受け付けない場合および注文の取消を行う場合があります。これらの場合、画面の表示等にてお客さまへ通知します。

注文の変更等の完了前(変更等の受付中を含みます。)に変更等を行う前の条件でリープオーダー取引が成立した場合、リープオーダー取引は当該変更等を行う前の条件で有効に成立したものとみなします。

注文の変更等が完了した場合、当行は画面上に変更等を受付した旨の表示とともに注文番号を表示します。

万一、お客さまが注文の変更等の意思表示を行ったにもかかわらず、変更等受付の表示がされない場合には、必ず BizFOREX サービスのリープオーダー・公表予約取引一覧により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、変更等が完了したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。

7. お預かり期限

当行はお客さまが注文、注文の変更等の際に決定されたお預かり期限までにお客さまが注文において指定する条件に為替相場が違しない場合、当行の処理が完了次第、取引が成立しなかったものとして取り扱います。お客さまは、リープオーダー取引の成否が為替相場の変動、先物スプレッドの変動その他当行所定の事由によるものであることを確認の上、リープオーダー取引が成立しないことがあるにつき、あらかじめ承諾いたします。

お預かり期限を経過後、当行の処理が完了するまでの間に若干の時間差があるためリープオーダー取引が成立することができます。この場合、リープオーダー取引は有効に成立したものとみなします。

第7条の3 スポット押さえ取引

1. 内容

お客さまが画面に入力する取引内容(通貨、金額等)に基づき、受渡日の決定前にお客さまと当行との間で為替予約を成立させる取引をいいます。

2. 取引の成立

スポット押さえ取引は、お客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で締結の意思表示を行い、当行サーバーでのスポット応答日の相場確定に関わる処理が問題なく完了した時点で成立したものとし、この時点でスポット押さえ取引の相場も確定するものとします。スポット応答日の相場が確定した場合、当行は取引画面上にスポット応答日の相場が確定した旨を表示します。一方、何らかの事情により相場確定処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に取引が締結できない旨表示します。万一、お客さまがスポット応答日の相場確定の意思表示を行ったにもかかわらず、取引に関して画面上にいはずの表示もされない場合には、必ず BizFOREX サービスの足決め未済一覧により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、スポット応答日の相場が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。

3. 受渡日決定

スポット押さえ取引の受渡日は、取引の成立後午後3時30分まで(午後3時30分を超えて取引が成立した場合は、翌銀行営業日の午後3時30分まで)に、当行所定の方法で決定してください。受渡日決定は、お客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で受渡日決定の意思

表示を行う方法により行うものとし、受渡日は当行サーバーでの取引締結に關わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。受渡日決定が完了した場合、当行は取引画面上に完了した旨の表示をします。一方、何らかの事情により処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に完了できない旨表示します。万一、お客さまが締結の意思表示を行ったにもかかわらず、取引に関して画面上にいづれの表示もされない場合には、必ず BizFOREX サービスの予約明細照会画面により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、受渡日が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。お客さまから取引の成立後午後3時30分まで(午後3時30分を超えて取引が成立した場合は、翌銀行営業日の午後3時30分まで)に受渡日が確定されない場合、当行は受渡日をスポット応答日(当該取引成立日(午後3時30分を超えて取引が成立した場合は、翌銀行営業日)の2銀行営業日後。ただし、市場慣行に照らして当行の判断により繰り下げられる場合があります。)で決定がなされたものとみなし、確定いたします。お客さまが受渡日決定をされず、受渡日をスポット応答日したことにより生ずる損害はお客さまの負担となります。

第7条の4 公表予約取引

1. 内容

お客さまがあらかじめ画面に入力のうえ、当行の指定する方法で注文の意思表示を行うことにより決定された取引内容(通貨、金額、公表予約日等)に基づき、お客さまの注文する公表予約日に、お客さまと当行との間で公表相場をベースとした為替予約を成立させる取引をいいます。

2. 公表予約取引の種類

公表予約取引には、注文時に指定した公表予約日の公表相場をベースとしたスポット応答日の相場を確定した後に、受渡日を決定する「公表予約取引(先物)」と注文時に指定した公表予約日の公表相場で、公表予約日当日を受渡日とする「公表予約取引(当日物)」があります。

3. 注文の確定

公表予約取引の注文は、お客さまが画面に表示された取引内容を確認のうえ、当行の指定する方法で注文の意思表示を行い、当行での注文受付に關わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。

注文が確定した場合、当行は画面上に注文を受付した旨を表示します。

万一、お客さまが注文の意思表示を行ったにもかかわらず、注文受付の表示がされない場合には、必ず BizFOREX サービスのリープオーダー・公表予約取引一覧により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、注文が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。

4. 取引の成立

注文の確定後、当行は、お客さまの注文する公表予約日に、公表相場をベースとした為替予約の取引が可能と判断し当行での処理が問題なく完了した時点で、お客さまと当行との間で公表予約取引を成立させます。

公表予約取引が成立した場合、当行はリープオーダー・公表予約取引一覧画面での表示等、当行所定の方法でお客さまに通知します。

公表予約取引(先物)の場合、お客さまは取引の成立後午後3時30分までに、当行所定の方法で受渡日を決定してください。

5. 公表予約取引(先物)の受渡日決定

公表予約取引(先物)の受渡日は、取引の成立後午後3時30分までに、当行所定の方法で決定してください。受渡日決定は、お客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で受渡日決定の意思表示を行う方法により行うものとし、受渡日は当行サーバーでの取引締結に關わる処理が問題なく完了した時点で確定したものとします。受渡日決定が完了した場合、当行は取引画面上に完了した旨の表示をします。一方、何らかの事情により処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に完了できない旨表示します。万一、お客さまが締結の意思表示を行ったにもかかわらず、取引に関して画面上にいづれの表示もされない場合には、必ず BizFOREX サービスの予約明細照会画面により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、受渡日が確定したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。お客さまから取引の成立後午後3時30分までに受渡日が確定されない場合、当行は受渡日をスポット応答日(当該取引成立日の2銀行営業日後。ただし、市場慣行に照らして当行の判断により繰り下げられる場合があります。)で決定がなされたものとみなし、確定いたします。お客さまが受渡日決定をされず、受渡日をスポット応答日したことにより生ずる損害はお客さまの負担となります。

6. 注文の取消

お客さまは公表予約取引注文の確定後、取引成立前の当行所定の公表予約取引サービス提供時間帯に限り、当行の指定する方法で注文の取消を行うことができます。

注文の取消は、お客さまが画面に表示された取消の内容を確認のうえ、当行の指定する方法で取消の意思表示を行い、当行での取消受付に關わる処理が問題なく完了した時点で完了したものとします。一方、何らかの事情により受付に關わる処理が完了しない場合には、当行は取引画面上に注文の取消が完了できない旨表示します。注文の取消の完了前(取消の受付中を含みます。)に取消を行う前の条件で公表予約取引が成立した場合、公表予約取引は当該取消を行う前の条件で有効に成立したものとみなします。

注文の取消が完了した場合、当行は画面上に取消を受付した旨の表示とともに注文番号を表示します。

万一、お客さまが注文の取消の意思表示を行ったにもかかわらず、取消受付の表示がされない場合には、必ず BizFOREX サービスのリープオーダー・公表予約取引一覧により確認するか、当行まで照会いただくかいざれかの方法で、取消が完了したかどうかを確認してください。確認を行わなかったことにより生じる損失はお客さまの負担となります。

第8条 予約コンファーム

1. 内容

BizFOREX サービスの「予約コンファーム」とは、BizFOREX サービスおよびそれ以外の手段によって成立した当行所定の為替予約・期日変更ならびに BizFOREX サービス以外の手段によって成立した当行所定の為替予約の解約について、お客さまが画面上に表示される明細内容を確認したうえで、当行が指定する方法により、確認結果を当行に通知できるものをいいます。

2. 対象となる為替予約・期日変更・解約

予約コンファームの対象となる為替予約・期日変更・解約は、当行所定のものとします。なお、予約コンファームは、当行所定の対象となるものについて、為替予約・期日変更・解約のいずれも行うサービスであり、お客さまは、為替予約、為替予約の期日変更または為替予約の解約のいづれかを選択して利用することはできないものとします。お客さまと当行は、予約コンファームの利用開始、および利用終了に先立ち、それぞれの基準となる日付(それぞれ、「利用開始日」、「利用終了日」とします)を別途合意するものとします。当行は、締結日・変更日(以下に定めます)が利用開始日以降、利用終了日までに含まれる当行所定の為替予約・期日変更・解約を、予約コンファームの対象として、画面に表示するものとします。

締結日とは、当行帳簿上に為替予約が計上された日とし、通常、銀行営業日の午後3時30分までに締結した取引はその営業日付、午後3時30分を超えて取引を締結した場合は翌銀行営業日付とします。

変更日とは、当行帳簿上に為替予約の期日変更または解約が計上された日とし、通常、銀行営業日の午後3時30分までに変更・解約した取引はその営業日付、午後3時30分を超えて取引を変更・解約した場合は翌銀行営業日付とします。

3. 予約コンファーム操作の実施

お客さまは、予約コンファーム対象として画面上に表示される為替予約・期日変更・解約について、当行所定の方法で予約コンファーム操作を実施することができます。なお、万一、予約コンファーム対象として画面上に表示される為替予約・期日変更・解約について、内容に異議があるときは、すみやかに当行に届出るものとします。

また、為替予約・期日変更・解約について、お客さまが予約コンファーム操作を実施した場合または予約コンファーム操作を実施しなかった場合においても、成立した為替予約・期日変更・解約になんら影響を及ぼすものではなく、お客さまは、当行の帳簿などに記載された内容に従うものとします。

4. 「取引確認書」の提出不要

BizFOREX サービスをご利用のお客さまにおいては、予約コンファームの対象となる為替予約・期日変更・解約につき、予約コンファーム操作の実施の有無および本条第6項の省略の有無を問わず、外国為替取引約定書または先物外国為替取引約定書に定める「取引確認書」の提出を要しないものとします。

5. 事後訂正

予約コンファーム実施後に、なんらかの事情により取引内容の訂正が発生した場合、お客さまは、訂正後の取引明細を確認し、再度予約コンファームを実施することができます。この場合、訂正前の取引明細に対して行った予約コンファームは無効となります。

6. 予約コンファームの省略

お客さまは当行所定の書式にて当行あてに依頼することで BizFOREX サービスで締結した為替予約・期日変更の予約コンファームを省略できるものとします。なお、予約コンファームの省略は、為替予約・期日変更のいづれの予約コンファームも省略するものであり、お客さまは、為替予約または為替予約の期日変更のいづれかを選択して予約コンファームを省略することはできないものとします。

第9条 予約明細照会

1. 内容

BizFOREX サービスの「予約明細照会」は、当行所定の為替予約で、[1]BizFOREX サービスまたはそれ以外で過去に締結し、最終受渡日が未経過の明細を照会するもの、および[2]BizFOREX サービスまたはそれ以外で過去に締結した、照会日の前月末を含む直近4ヵ月分の月末時点における残高等明細を照会するもの(以下「月末予約残高照会」といいます。)をいいます。

2. 明細情報の基準

表示される明細情報は、お客様の照会操作時点において、BizFOREX サービスで提供可能なものであり、未使用残高等など隨時変動する情報については、必ずしも最新の情報とは限りません。

3. 月末予約残高の時価評価額

月末予約残高照会にて表示される時価評価額は、当行が当行自身の時価評価算定方法に基づきお客様の取引を時価評価したものであり当行がお客様やその他の第三者に対しその妥当性または正確性を保証するものではありません。

第10条 外国為替予約取引担当者届

1. お客様は、BizFOREX サービスを利用する場合においても、BizFOREX サービスでのサービス管理責任者または登録利用者としての登録とは別に、外国為替予約取引担当者届を提出するものとします。

2. BizFOREX サービス以外での為替予約取引(BizFOREX サービスで行った取引の変更・解約を含みます。)を当行とおこなう場合、BizFOREX サービスにサービス管理責任者または登録利用者として登録されているかどうかにかかわらず、外国為替予約取引担当者届にて届出されている担当者のみに限られるものとします。

3. 外国為替予約取引担当者届の内容に変更がある場合は、BizFOREX サービスにてサービス管理責任者または登録利用者の登録変更の手続きを行ったかどうかにかかわらず、別途、外国為替予約取引担当者届を変更することとします。

第11条 提供情報

1. BizFOREX サービスで提供される情報はお客様の照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

2. 為替予約や関連する外国為替取引、為替相場情報等に内容の変更があった場合、当行はすでに BizFOREX サービスにて提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。

3. 前2項により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条 免責事項等

当行は、いかなる場合にも次に列挙する損害に関し、損害を賠償する義務を負わないものとします。

1. BizFOREX サービスに関連して或いはその結果として、お客様、またはその他の第三者に発生する二次的、付随的、特別または結果的な損失、債務、損害や出費等。

2. お客様が、外国為替相場の変動その他 BizFOREX サービスに関連して或いはその結果として得られる可能性のあった、利益、データ、ビジネス、暖簾、予定していたリスクヘッジ、貯蓄、機会や用途の損失。

3. BizFOREX サービスの不具合、瑕疵等による取引の不成立、成立に起因してお客様に生じる損失、負債、損害、出費。

第13条 関係規定の適用・準用

BizFOREX 規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、銀行取引約定書、外国為替取引約定書または先物外国為替取引約定書、その他関連諸規定を適用または準用するものとします。また、日本および関係各国の法令・慣習および関係銀行所定の手続に従って取り扱うものとします。

第14条 サービス内容または規定の変更

当行は BizFOREX サービスまたは BizFOREX 規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上